

平成

二十七年

五條市議会第三回九月定例会会議録(第四号)

平成二十七年九月二十八日(月曜日)

議事日程(第四号)

平成二十七年九月二十八日 午前十時開議

- | | | |
|----|--------|---|
| 第一 | 議第五十三号 | 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について |
| | 議第五十四号 | 平成二十七年五條市一般会計補正予算(第三号)議定について |
| 第二 | 議第五十一号 | 議第五十四号 平成二十七年五條市一般会計補正予算(第三号)議定に対する附帯決議について |
| 第三 | 議第五十二号 | 五條市環境衛生施設周辺整備事業に伴う集会所設置条例の一部改正について |
| | 議第五十五号 | 平成二十七年五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定について |
| | 議第五十六号 | 平成二十七年五條市介護保険特別会計補正予算(第二号)議定について |
| 第四 | 認第一号 | 平成二十六年五條市一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第二号 | 平成二十六年五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第三号 | 平成二十六年五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第四号 | 平成二十六年五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第五号 | 平成二十六年五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第六号 | 平成二十六年五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第七号 | 平成二十六年五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第八号 | 平成二十六年五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |

認第	九号	平成二十六年五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認第	十号	平成二十六年五條市水道事業会計決算認定について
第五	同第 四号	五條市監査委員の選任について
第六	同第 五号	五條市教育委員会委員の任命について
第七	同第 六号	五條市政治倫理審査委員会の委嘱について
	同第 七号	五條市政治倫理審査委員会の委嘱について
	同第 八号	五條市政治倫理審査委員会の委嘱について
	同第 九号	五條市政治倫理審査委員会の委嘱について
	同第 十号	五條市政治倫理審査委員会の委嘱について
	同第 十一号	五條市政治倫理審査委員会の委嘱について
	同第 十二号	五條市政治倫理審査委員会の委嘱について
第八	推第 一号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
第九	発議第十二号	五條市議会会議規則の一部改正について
第十	発議第十三号	地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書について
第十一	発議第十四号	土砂の埋立て等の規制に関する条例の制定を求める決議について
第十二	発議第十五号	五條市立養護老人ホーム花咲寮建て替えに関する基本計画策定業務の協議に対する決議について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（十二名）

一番 養 田 全 康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長

副市長

理事
(総務部長)

市長公室長

危機管理監

すこやか市民部長

あんしん福祉部長

十二番 十一番 十番 九番 八番 七番 六番 五番 四番 三番 二番

大 益 吉 山 福 岩 窪 吉 宗 牧 平

谷 田 田 口 塚 本 田 部 野 岡

龍 吉 雅 耕 佳 康 雅 清

司 寛 正 秀 孝 実 司 範 博 雄

河 稻 山 福 山 檜 太

村 次 本 塚 田 内 田

康 裕 修 勝 和 成 好

友 美 二 彦 宏 吉 紀

事務局職員出席者

産業環境部長	辻	信	彦
都市整備部長	田	稔	泰
教育部長	近	稔	巳
西吉野支所長	山	利	子
大塔支所長	泉	進	治
水道局長	河	博	幸
会計管理者	西	佳	子
秘書課長	西	久	美
企画政策課長	水	俊	明
財政課長	和	剛	明
土地開発公社事務局長	上	田	則
事務局長	竹	本	治
事務局次長	久	保	彦
事務局係長	辰	巳	輔
事務局主任	片	山	美
速記者	柳	瀬	美

午前十時零分再開

○議長（窪 佳秀）ただいまから、去る十一日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。
配布漏れはございませんか。――。
これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀） 日程第一、議第五十三号及び議第五十四号を議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会吉田正委員長。

〔総務文教常任委員長 吉田 正登壇〕

○総務文教常任委員長（吉田 正） ただいま議題となりました議第五十三号及び議第五十四号の二議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十一日の本会議において当委員会に付託され、十五日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十三号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、過疎対策におけるハード事業として、やまと広域環境衛生事務組合負担金、ごみ処理中継施設整備事業及び牧野小学校プール改良事業、ソフト事業として、ごみ集積所情報管理事業、ごみ処理中継施設基本計画策定事業及び学校教育関連施設等耐震診断事業を過疎対策事業債の充当事業とするため、五條市過疎地域自立促進計画の一部変更するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、ごみ処理の効率化はどのように検討しているのかたまたまのに対し、「ごみ集積所情報管理事業により、集積の可視化やごみがどのような状況になっているかの検索を容易にすることにより、集積漏れを防ぎ、ごみ集積の効率性を向上させようとするものである。」との答弁がありました。また、委員から、ごみの可視化の内容についてただしたのに対し、「ごみステーションなどの場所をデータ化して分かりやすくするものである。」との答弁がありました。また、委員から、データ化の内容についてただしたのに対し、「まず、ごみ処理の効率化については、御所市と田原本町と一緒に中での効率化という意味を含んでおり、データ化については、住宅地図をベースにごみの集積所、災害時に必要な独居老人の情報、ふれあい収集の対象者の情報等をデータ化し、災害時等やその他のときに活用していくものである。」との答弁がありました。

次に、委員から、牧野小学校のプールの改修内容についてただしたのに対し、「牧野小学校のプールは完成から二十七年が経過している。FRPプールの耐用年数は既に過ぎており、床板の改修が必要と考え計上したものである。」との答弁がありました。

質疑終了後、本件について討論を省略して採決の結果、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十四号 平成二十七年五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、歳入歳出予算及び地方債の補正で、まず、歳入歳出予算の補正としては、予算総額に歳入歳出それぞれ一億二千七百七十九万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百二億五千八百八十五万五千円とするもので、歳出予算の主な内容は、ふるさと寄附金お礼品代の追加二千三百万円、花咲寮の建て替えに伴う基本計画策定業務委託料一千百三十万円、鳥獣害防止対策材料費の追加四千二百五十七万円、道路災害復旧工事費の追加三千二百二十万円等の追加であり、その財源は、市債、県支出金、国庫支出金、分担金及び負担金、市税で賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、西吉野町平雄で民家を無償で借り上げることについてただしたのに対し、「地権者から地域の活性化になるのであれば無償で貸していただけることである。」との答弁がありました。この場所に決まった理由についてただしたのに対し、「この場所は、映画『萌の朱雀』のロケ地であることや限界集落的な地域であるため、魅力を感じていただきこの地域の活性化になれば、五條のいろいろな地域に住んでいただくモデルの一つとなるということで選定をした。」との答弁がありました。また、委員から、この家の貸出期間についてただしたのに対し、「長くても一箇月ほどと考えている。」との答弁がありました。また、委員から、契約期間についてただしたのに対し、「使用貸借契約で約十年と考えている。」との答弁がありました。また、委員から、ここに住みたいという方がいるのかただしたのに対し、「関東の方や高知県の方から住んでみたいとの話があった。」との答弁がありました。委員から、インターネットで募集をすれば大勢来ていただけるのではないかとの意見がありました。また、委員から、冬場の道路に必要な融雪剤等の費用についてただしたのに対し、「今後検討しなければならない。」との答弁がありました。

次に、委員から、土地借上料を補正する地区公民館の場所についてただしたのに対し、「二見公民館である。」との答弁がありました。

次に、委員から、鳥獣対策費の特定財源のその他の財源内訳についてただしたのに対し、「今年の鳥獣被害防止の総予算額は五千七百七十八万八千円であり、県から四千九百一十一万九千円いただき、残りの八百六十六万九千円に対し、国・県が八五パーセント、地元負担が一五パーセントである。」との答弁がありました。また、委員から、昨年は結果として地元負担がなく、今年は一五パーセント地元負担が要ることについてただしたのに対し、「本来は地元負担が四五パーセントとして募集をしており、今年は結果として一五パーセントとなるものであ

る。」との答弁がありました。

次に、委員から、地域資源活用事業業務委託の内容についてただしたのに対し、「旧五新線にある三つのトンネルの今後の利活用について、地方創生の上乗せ交付金を活用して十月三十日までに総合戦略を策定するため、専門性の高い詳細点検を専門家に業務委託するものである。」との答弁がありました。また、委員から、委託料が高額であることについてただしたのに対し、「生子トンネルの延長は長く高額となったものである。」との答弁がありました。また、委員から、以前に調査をしてトンネルが危険であるとの結果が出ているが、今回実施する調査の内容についてただしたのに対し、「以前の調査は六箇所のトンネルの中で状態の悪い衣笠トンネルの点検であり、バス路線としては適当でないとの結果であった。今回は、それとは別の比較的状态のよいトンネル三箇所を活用するための調査である。」との答弁がありました。また、委員から、NPO法人五條再生推進協議会が使用契約締結済みということで旧五新線のトンネルを活用してキノコ栽培をするとなつてのことについてただしたのに対し、「トンネルの利用許可申請書は提出されているが決裁中であり、その内容は承知していない。」との答弁がありました。

次に、委員から、教育振興費の情報機器等借上料の内容についてただしたのに対し、「遠隔授業により他校の子供たちがタブレットを使つて意見等の交流をするもので、どの教科のどういう場面で活用できるかを検証し、国に報告をするものである。」との答弁がありました。

次に、養護老人ホーム花咲寮の基本計画策定業務委託料の内訳についてただしたのに対し、「土木基本計画二百九万円、測量百四十万円、建築概略計画百二十八万円、検討委員会運営支援四百五十五万円、報告書作成百二十一万円の合計一千五十三万円に消費税を含めたものである。」との答弁がありました。また、委員から、測量する場所についてただしたのに対し、「市道二見五号線に沿ったハートランド五條の南側である。」との答弁がありました。また、委員から、五條市における花咲寮建て替え事業の優先順位についてただしたのに対し、「建物が老朽化していることが一番であるが、この事業に充当できる過疎債の期限が平成三十二年度末となっており、基本計画等を策定していかなければ期限内に合わなくなるので着手をしたいと考えている。」との答弁がありました。また、委員から、過疎債は延長される可能性があるが、合併特例債は延長がないと思うが花咲寮の建て替え事業に着手することについてただしたのに対し、「合併特例債については合併団体の規模に応じて発行可能額が一定確保されているが、過疎債は八百ぐらいの過疎団体での取り合いになるものである。」との答弁がありました。また、委員から、他の施設も老朽化して耐震がなく建て替えが必要であるが財政状況についてただしたのに対し、「今の行政サービス水準を維持していくためには、公債費の支出の抑制が課題であり、まず、毎年の新規発行額を元利償還額以下に抑えることが必要である。五條市に

おいては、平成三十二年までは大きな事業が重なっており抑えるのは難しいが、それ以降は過疎債や合併特例債に対して交付税措置があるため抑制することは可能であると考えている。また、実質公債費比率が二五パーセントを超えると黄信号という状態になるが、五條市においては、平成二十六年度は一五・四パーセントである。この優位な起債により、ここ十年では数値がそう上がらないという見通しを立てている。また、補助金を活用することが大事である。「との答弁がありました。委員から、庁舎、花咲寮、図書館等を建てた場合のシミュレーションをしてもらいたいとの意見がありました。また、委員から、花咲寮の建て替えを県内産の木材を使用して、補助金を活用することについて、残りを過疎債で充てるなど組合せが必要だと考える。」との答弁がありました。また、委員から、検討委員会支援業務に四百五十万円も必要なのか、検討委員会が各四回、関係機関との協議が三回、打合せ協議が四回必要であり、それぞれの資料の作成・修正を行い、最終的に報告書を作成するもので、介護保険の計画においても同じような金額が掛かったものである。」との答弁がありました。また、委員から、木で建てることに對する市長の考えについて、検討委員会が三回、打合せ協議が四回必要である。」との答弁がありました。また、委員から、五條市に必要規模を決めていかなければならない。また、民間委託も検討しながら入居者のことを考えて進めてもらいたいとの意見がありました。

昼食のため午前十一時三十五分に休憩し、午後一時十五分から審査を再開しました。

再開後、委員から、事業を進める優先順位について、優先順位については、県との包括協定に基づき、まちづくり協定をすることもあり、その中で事業を整理して計画性をもって進めてまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、しゅん工時期について、検討委員会に対して、「できる限り平成三十二年までにはやっていきたい。」との答弁がありました。また、委員から、水害対策について、検討委員会に対して、「築堤工事が進んでおり河川の氾濫を防げると考えるが、できるだけ高い所ということで、ハートランド五條に近い場所を考えている。」との答弁がありました。また、委員から、過去の水害のデータについて、浸水したデータはない。」との答弁がありました。また、委員から、八十床の計画であるが、何名入所すれば赤字にならないのか、検討委員会に対して、「確かな数字ではないが、概ね五十名が入所し、交付税算入を入れると二千万円程度の黒字となる試算をしている。」との答弁がありました。また、委員から、現時点での計画ではデイサービス等がない建物となっているが、民間に委託する場合、受けてもらえるのか、検討委員会に対して、「例えば民間の方が特別養護老人ホームを

運営していれば両方の施設で連動して利用してもらえなくとも考えられ、利益を確保できなくとも考えられるが、人数の確保が必要であるので八十床で対応していかなければ難しいと考える。」との答弁がありました。また、委員から、建物の償却やランニングコストを含めて黒字となるのかたまたまのに対し、「建物の減価償却等は含めずに単純に単年度の収支で試算したものである。」との答弁がありました。また、委員から、民間に委託する場合、建物の賃料を取るのかたまたまのに対し、「賃料を払っても利益が出るのであれば受けてもらえるかも分からないが、そうでなければ受けてもらえないと考える。現時点では、公設公営で進めているものである。」との答弁がありました。また、補足として「民間であれば減価償却も当然考慮するが、市においては補助金等もあるため違いがある。また、採算についても最低限でいいため、採算がとれている場合は民間に移行しない。そうでない場合に民間のノウハウにより管理してもらうものである。民間委託についても、特別養護老人ホーム等を持たない事業者では簡単に利益は上がらないのが現状である。」との答弁がありましたが、委員から、赤字にならないようしっかりと計画を立てて運営してもらいたいとの意見がありました。

次に、委員から、非常備消防費の土地借上料六千円の場所についてたまたまのに対し、「須恵地区の防火水槽用地である。」との答弁がありました。また、委員から、借上料を払っているところとそうでないところの整合性についてたまたまのに対し、「防火水槽については、賃貸借契約をしているところが数箇所あり、その経緯等について調べている状況である。」との答弁がありましたが、委員から、早急に調べて善処してもらいたいとの意見に対し、「大至急、調査を引き続き進めてまいりたい。」との答弁がありました。

意見調整のため、午後一時四十分休憩し、午後二時十分から審査を再開しました。

再開後、本件について討論を省略して採決の結果、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。委員から、議第五十四号平成二十七年五條市一般会計補正予算（第三号）議定に対する附帯決議が提出され、提出者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決の結果、附帯決議を付することに決しました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、五條市後援名義取扱要綱について報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（窪 佳秀）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十一日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましてとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二、発議第十一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）発議第十一号、議第五十四号 平成二十七年五條市一般会計補正予算（第三号）議定に対する附帯決議について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

平成二十七年九月二十八日提出

提出者 五條市議会総務文教常任委員会

委員長 吉田 正

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明を求めます。総務文教常任委員会吉田 正委員長。

〔総務文教常任委員長 吉田 正登壇〕

○総務文教常任委員長（吉田 正）議長から発言の許可をいただきましたので、議第五十四号、平成二十七年五條市一般会計補正予算（第三

号) 議定に対する附帯決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

議第五十四号 平成二十七年五條市一般会計補正予算(第三号) 議定に対する附帯決議(案)

平成二十七年五條市一般会計補正予算(第三号) 議定における、老人福祉施設費の基本計画策定業務委託料については、老朽化した花咲寮の建て替えのための必要な予算であるが、所管する厚生建設常任委員会におきまして、継続して現在も協議がされております。

今後、基本計画策定におきましても、五條市の財政状況等を踏まえ、入所者の利便性を考慮しながらできるだけ財政負担が少なくなるよう関係機関並びに議会とも様々な角度から協議を重ね、より快適な施設となりますよう事業を進めていくことを強く求める。

以上、決議する。

平成二十七年九月二十八日

五 條 市 議 会

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、各位にはよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。
ありがとうございました。

○議長(窪 佳秀) 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(窪 佳秀) 御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(窪 佳秀) 御異議なしと認めます。よって議第五十四号に対し、本件のとおり附帯決議を附することに決しました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第三、議第五十二号、議第五十五号及び議第五十六号を議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会岩本孝委員長。

〔厚生建設常任委員長 岩本 孝登壇〕

○厚生建設常任委員長（岩本 孝）ただいま議題となりました議第五十二号、議第五十五号及び議第五十六号の三議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十一日の本会議において当委員会に付託され、十四日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十二号 五條市環境衛生施設周辺整備事業に伴う集会所設置条例の一部改正につきましては、公の施設として位置付けられている越替町集会所を、集会所建設時に交わした覚書の内容のとおりで普通財産とするため、越替町集会所に係る規定を削るものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、普通財産に変更する理由についてただしたのに対し、「越替町集会所は、みどり園の建設に伴う周辺環境整備事業で、地区集会所という位置付けを条件として建設されたが、西吉野村・大塔村との合併により、二村のごみを受け入れる条件として増築の要望があり、早急に事業を進める必要があったため、開発行為等の申請が省けるよう市立の集会所とするため設置条例を制定したものである。しかし、地元から、市立であれば地区以外の人も利用できるのではないかという話もあり、建設当初の位置付けに戻すものである。」との答弁がりましたが、委員から、北山町と西久留野町の集会所は従来どおりなのかただしたのに対し、「従来どおりである。」との答弁がありました。

次に、議第五十五号 平成二十七年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ一千百九十六万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十二億一千二百九十六万七千円とするもので、歳出予算としては平成二十六年度の退職者医療に係る療養給付費交付金が確定したことにより、社会保険診療報酬支払基金に対し超過交付金を返還するための療養給付費交付金返還金一千百九十六万七千円で、その財源は、繰越金一千百九十六万七千円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第五十六号 平成二十七年五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ八千

百五十八万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十八億三千八万三千円とするもので、歳出予算としては、平成二十六年
年度決算余剰金から償還する金額を差し引いた残高を基金へ積み立てる介護保険財政調整基金積立金四千五百八十万七千円、平成二十六年
度介護保険特別会計の精算による国庫、県費、支払基金への返還金三千五百七十七万六千円で、その財源は、介護給付費交付金五百八十万四千
円、繰越金七千五百七十七万九千円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員か
ら、県内の市町村の中で五條市の介護保険料が高額となっている理由についてただしたのに対し、「五條市では、特別養護老人ホームが多く、
また、高齢化率が三三・二パーセント、六十五歳以上に占める後期高齢者の割合が五四・一パーセント、要介護認定率が二一・一パーセント
と県下で上位であるため、第五期と比べて第六期の保険料は一千円近く値上がりしているものである。」との答弁がありました。
こうして、当委員会に付託された三議案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしまし
た。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、養護老人ホーム花咲寮の今後について報告を受けた次第であります。
以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀） ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございま
せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第四、認第一号から認第十号までの十議案を一括して議題といたします。

本案につきましては決算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。
決算審査特別委員会益田吉博委員長。

〔決算審査特別委員長 益田吉博登壇〕

○決算審査特別委員長（益田吉博）ただいま議題となりました、認第一号から認第十号までの十議案につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、九月十一日の本会議におきまして、平成二十六年度の各会計歳入歳出決算について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、吉田雅範議員、山口耕司議員、吉田 正議員、牧野雅一議員、平岡清司議員、養田全康議員、そして私、益田吉博の七名が選任され、本会議終了後に開催された委員会におきまして、委員長に私、益田吉博が、副委員長に牧野雅一委員がそれぞれ互選され、審査に入り、審査日程については、十六日から十八日までの三日間とすること並びに審査方法・順序について協議しました。

以下、十六日に開会いたしました当委員会での審査の経過と結果について、その概要を報告いたします。

審査の方法は、まず、各会計の概要説明ののち、総括質問を行い、続いて各会計別に審査を行いました。

審査の順序は、慣例により、一般会計の歳出から各款及び項別に個々の説明を省略し、委員の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進めました。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 公の施設への新電力の導入状況についてただしたのに対し、「七施設で新電力に切り替え、約一千百九十二万六千円の削減を見込んでいる。今後は平成二十八年度に低圧電力を含んで完全自由化になることを踏まえて検討していきたいが、新電力は夜間の金額が割高であると聞いているので組合せについても研究していきたい。」との答弁がありました。また、委員から、高圧の電気を使用して新電力が導入されていない施設についてただしたのに対し、「みどり園とクリーンオアシスは導入していないが、両施設は夜間も運転をしているため電力会社の組合せ等を検討してまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、高圧の電気は大阪から供給されると聞いているが、災害時等を考

慮して、奈良県内の業者の活用についてたまたしたのに対し、「奈良県内の業者については積極的に活用してまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、五條市内全域を考えた場合、大きなコストの削減になるので、新電力の導入について考えてもらいたいとの意見がありました。

二 五條市内の耕作放棄地についてたまたしたのに対し、「農用地面積が二〇八六ヘクタール、耕作放棄地が二四一ヘクタールで割合として一・五五パーセントである。」との答弁がありました。また、委員から、耕作放棄地に対する施策についてたまたしたのに対し、「要因の一つとして考えられる後継者不足については、国の施策を活用し、運営する経営体を決めて農地を集約し、生産品や取組方法についてプランを作成したり、獣害対策の実施や地域でまとまって補助制度を活用することを行っている。」との答弁がありました。また、委員から、定年退職された方等が農業を始めることへの補助や耕作放棄地を市が管理して貸し出したり仲介したりすることへの取組についてたまたしたのに対し、「耕作放棄地については把握しており、農地を集約するにあたり借り手貸し手にメリットがある施策もあるので活用したい。」との答弁がありました。また、委員から、耕作放棄地を減らす取組を考えてもらいたいとの意見がありました。

三 五條市保健福祉センターのウッドデッキの撤去後の対応についてたまたしたのに対し、「九月初めに設計書が完成し、先日業者選定を監理課に依頼したところである。内容としては、ケヤキの木は伐採せずに残し、ケヤキの周りに素足で足つぽを体験できるスペースや砂場を設け、一部にタイヤを埋め込み遊べるようにする。また、コンクリート部分を一部残しチョーク等でお絵描きできるようにしたり、その他の部分はコンクリートの上にクッション性のあるシートを貼り利用者の安全性を確保する。」との答弁がありました。また、委員から、入札予定価格についてたまたしたのに対し、「予算額から変更はない見込みである。」との答弁がありました。

四 指定管理の状況についてたまたしたのに対し、「指定管理者制度を導入しているのは全体で二十施設であるが、そのうち、デイサービスセンターとおとうと赤谷オートキャンプ場は、紀伊半島大水害で被災したため現在営業していないので十八施設を指定管理している。」との答弁がありました。また、委員から、担当課別に指定管理者に対する指導についてたまたしたのに対し、五條市立福祉センター、五條市立老人憩の家、一般財団法人大塔ふる里センター、やなせ屋、五條市阿田峯公園、五條市五万人の森公園、市立五條文化博物館、五條市賀名生の里歴史民俗資料館、五條市大塔郷土館、五條市新町まちや館、五條市立民俗資料館、五條市立中央公民館、五條市立図書館、五條市立西吉野コミュニティセンター、五條市市民会館の指導状況についてそれぞれ答弁がありました。また、委員から、五條市市民会館の事務所が書類で山積みになっていることについてたまたしたのに対し、「確認をしたが、かなりの状況であった。是正に向け強力に指導を行ってまいりたい。」との答弁

がありました。また、委員から、五條市大塔ふれあい交流館のアスレチックルーム及びプラネタリウム館の受付が物置になっており、外から丸見えであるので来客してもらえない態勢になっていないことについてただしたのに対し、「現地で御指摘いただき、すぐにアスレチックルームは片付けたが、他にもについても早急に片付けるよう厳しく指導を行った。」との答弁がありました。

五 五條市において防犯カメラを設置している場所についてただしたのに対し、「五條市が直接設置しているのは、JR五条駅北側に二台、南側の駐輪場に二台、JR北宇智駅駐輪場に一台、JR大和二見駅駐輪場に一台、本陣交差点地下歩道に五台の合計十一台設置している。また、五條警察署の調べによると、コンビニエンスストア等を含めて市内に百三十五箇所に設置されている状況である。」との答弁がありました。また、委員から、学校への設置状況についてただしたのに対し、「幼稚園と小学校にそれぞれ二、三箇所に設置しており、合計三十一台設置している。」との答弁がありました。また、委員から、防犯カメラ設置に対する今後の取組についてただしたのに対し、「地域の防犯のためカメラの設置は大事である。ただ財政負担もあるので、例えば企業の力を借りて自動販売機へ防犯カメラを設置すること等も研究してまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、教育委員会とも連携し子供を守ってもらうよう一日でも早く設置してもらいたいとの意見がありました。

六 市有地や土地開発公社所有地等における隣接地との境界面の管理方法についてただしたのに対し、「未利用地については、地元の方に竹木の伐採等をお願いしているが、周辺地に害を及ぼすような案件については、伐採等をしてもらった上で市等に報告をしてもらう契約となっている。報告をもらった案件については、職員が現場を確認して対応していることもある。ただし、どの程度であれば市が処理するのかという線引きが、費用負担の関係もあり難しいので、まずは市等に報告をいただき共に現場を確認し、個別に判断してまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、管理状況を確認して対応してもらいたいとの意見がありました。

七 教師は大塔町に勤務するとへき地手当が支給されるが、市の職員が大塔町に勤務する場合のへき地手当の支給についてただしたのに対し、「現在、市の職員については手当が出ない。五條市の状況等を踏まえ、全体的な考え方で精査しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。

八 旧五條市内の買い物支援についてただしたのに対し、「大塔町で実証実験を行った上で、状況を把握して西吉野町や旧五條市の中心部から離れた地域等、総合的な判断で今後進めてまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、国の施策を待つのではなく、市自ら事業を立ち上げて行くことについてただしたのに対し、「十月から実証実験をするのでその結果を踏まえて考えてまいりたい。」との答弁があり

ましたが、委員から、地域によって状況が違うので検証して取り組んでもらいたいとの意見がありました。

九 一〇キログラム未満の幼獣を捕獲しても報償金がないということで逃がしてしまう場合がある。その結果、その後成長して被害が出ることに付いてたまたまの対し、「そういった報告があるのであれば検討する必要がある。」との答弁がありました。

十 新電力の導入による各施設の経費削減額についてたまたまの対し、「保健福祉センターが約六十一万円、人権総合センターが約四十三万六千円、須恵と二見公民館が約八十三万円、斎場が約百八十九万七千円、小・中学校及び五條高等学校賀名生分校の合計が約六百四十五万三千円、給食センターが約百三万六千円、市役所庁舎が約六十六万四千円であり、合計約一千百九十二万六千円である。」との答弁がありました。また、委員から、議員が提言した事業に対する取組の報告がないことについてたまたまの対し、「提言いただいたことに対する報告は全庁的に報告するよう努めてまいりたい。」との答弁がありました。

十一 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達する取組についてたまたまの対し、「五條市としては、職員が障害者就労施設の弁当を利用したり、学校給食のパンにも取り入れている。また、敬老会等での記念品を障害者就労施設から調達しており、今後も利用できるものについては利用していくとともに、ホームページや広報等で周知していく。」との答弁がありました。また、委員から、調達方針の策定についてたまたまの対し、「五條市においては、調達方針の策定をして取り組んでいる。」との答弁がありました。が、委員から、全庁的に取り組んでもらいたいとの意見がありました。

十二 学校の運営体制として保護者・教師・地域が一体となって取り組まなくてはならないことについてたまたまの対し、「三位一体で連携し合って、お互いの信頼関係の中で、教育活動に取り組まなければならない。また、PTAの意見とのすりあわせも強化していかなければならない。」との答弁がありました。が、委員から、それぞれが自覚を持ち、お互いを尊重し、信頼関係が築ける環境づくりに取り組んでもらいたいとの意見がありました。

昼食のため午前十一時五十五分に休憩し、午後一時二十七分から審査を再開しました。

十三 五條市ゴーカスタープレミアム商品券の抽選会における立会人についてたまたまの対し、「立会人はなく、五條市商工会会長、五條市企業観光戦略課長、五條市商工会の職員二名により、不正を防ぐためビデオ撮影をしながら抽選を行った。」との答弁がありました。が、委員から、今後は警察官の立ち会いも検討してもらいたいとの意見がありました。

十四 宗松上地区の簡易水道工事の入札状況についてたまたまの対し、「一回目が不調であったため、二回目以降は間口を広げるため、その

都度ランクの幅を広げたが三回目まで不調に終わり、四回目で六者から応札があり、現在総合評価により審査中である。」との答弁がありました。また、委員から、何者以上で入札が成立するのかただしたのに対し、「二者である。」との答弁がありました。また、委員から、（仮称）五條総合体育館は一者でも入札が成立したこと及び入札の回数ごとにランクが違うことについてただしたのに対し、「本来は五條市内に本店を有する者となっているが、（仮称）五條総合体育館については、奈良県内に本店・支店・営業所を有する者として拡大したため、公平性が保てると考えたものである。また、入札の回数ごとにランクが違うことについては、定められた基準の中では業者が少ないので次の段階まで間口を広げるという判断で入札を進めている。」との答弁がありました。また、委員から、水道事業者は別扱いしているのかただしたのに対し、「土木工事で発注しているので別扱いはいらない。」との答弁がありました。また、委員から、繰越事業なので期限内に安全管理をしながら進めてもらいたいとの意見がありました。

十五 イオン五條店の二階に図書館を設置することについてただしたのに対し、「図書館の建て替えは必要であるが、奈良県との包括協定の中で全体的に考えていかなければならない。今年の十二月に奈良県の方針が出るので一つの候補として協議していきたい。」との答弁がありました。

十六 昨日の総務文教常任委員会において、旧五新線のトンネルを活用する話の中で、トンネルの使用について申請は出ているが決裁中であるとの答弁があったが、詳しい内容についてただしたのに対し、「今年の一月にトンネルの使用について申請があり、当時は遊休地のトンネルを有効活用し、研究に利用したいということで、坂巻トンネル・八坂ずいどう・西野トンネルという話であったが、そのときには貸すことができないので見直しをしてもらっていた。五月になって、西野のトンネルをシイタケ栽培で活用したいということになり、出入口や計画の内容を見直しながら進めていた。その後八月に問合せがあったが、トンネルの賃借料の金額の算出が困難であるため、賃貸借契約の内容を検討している状況であった。状況としては起案中の状態であった。」との答弁がありました。また、委員から、昨日は、決裁中であると答弁があり、言っていることが違っているとの意見がありました。

意見調整のため、午後一時五十六分に休憩し、午後二時二十八分から審査を再開しました。

再開後、管財課長が委員長の許可を得て入室し「昨日の決裁中という言葉を用いた説明に対して、言葉の認識不足があり、起案を上げる中で検討課題があるということで差し戻され、本来であれば起案中と説明すべきであった。訂正しておわび申し上げます。」との発言がありました。

また、委員から、トンネルの使用料の算定は確かに難しいが、上司と相談の上起案をして、一日も早く賃貸借契約ができるよう進めてもらいたいとの意見がありました。

十七 マイナンバー制度のカードの発行手順についてただしたのに対し、「十月に通知カードが全国一斉に届き、その中に個人番号カードの発行申請書が入っており、希望者は写真とともに返送すると、平成二十八年一月以降に個人番号カードが発行されて市役所に届き、市役所から受け取りに来ていただくよう通知を発送します。通知が届いたら、市役所で通知カードと引き替えに、番号カードの説明をした上で暗証番号を入力して番号カードをお渡しすることになる。」との答弁がありました。委員から、市民への周知をお願いしたいとの意見がありました。

十八 南奈良総合医療センターへの通院のための地域公共交通についてただしたのに対し、「五條バスセンターから一日八往復のダイヤ編成を考えていて、五條バスセンターまではデマンド交通やコミュニティバスのダイヤ編成をして、できるだけスムーズに乗り換えていただくことを考えている。」との答弁がありました。また、委員から、デマンドタクシーは一日幾ら費用が掛かるのかただしたのに対し、「具体的な金額は確認していないが、委員から一般質問でお話のあった香芝市では一日、二万五千円で借り上げているとお聞きしているので、するとすればそれぐらいになる。」との答弁がありました。また、委員から、試算をしてドアツードアに近いデマンドタクシーの構築することについてただしたのに対し、「奈良交通株式会社と競合を避けて、入念に打合せをして構築していきたい。」との答弁がありました。また、委員から、補助金を出さず奈良交通株式会社が運行しなくてもいいのではないかとただしたのに対し、「奈良交通株式会社が権利を持っていて、そこにコミュニティバス等を接続する。一旦白紙に戻して新たにやるという中で奈良交通株式会社との提携も結んでいる。一年間検証しながら考えていかなければならない。ただ、病院への通院もあるが、通勤・通学・買い物等も含めて地域公共交通を考えなければならぬ。」との答弁がありました。また、委員から、病院への足の確保についてただしたのに対し、「病院にいつでも行けるという体制にむけるだけ努力をしてまいりたい。」との答弁がありました。

十九 議会の各委員会委員の選出に対する論評を、職員が他の課で複数の職員の前で大きな声で論評することについてただしたのに対し、「差し控えなければならぬ。」との答弁がありました。委員から、そういう職員がいることを肝に銘じて職員に認識をもってもらおうようお願いしたいとの意見がありました。

二十 水道料金の段階的な値上げと市民への周知についてただしたのに対し、「委員会を立ち上げて協議していくとともに、早く市民の方に周知してまいりたい。」との答弁がありました。委員から、いろんな状況の家庭に対して負担になるので工夫をお願いしたいとの意見があり

ました。

二十一 大塔町の振興となる道の駅周辺における活性化事業についてただしたのに対し、「一般財団法人大塔ふる里センターのホームページでPRをしている。また、道の駅の手前にのぼりを立ててPRをすることを考えている。」との答弁がありました。また、委員から、各局と連携をとって取り組んでいく態勢についてただしたのに対し、「当然検討しなければならぬが、道の駅が旧村の発展のために作られたものであるので、大塔支所には大いに関わってもらわなくてはならない。」との答弁がありました。また、委員から、必要な施設整備に加え、年配の方等には二階へ上がってもらうのは申し訳ないので、例えば、週末だけでも一階にテントを張り、ワゴンで販売する等の取組もお願いしたいとの意見がありました。

二十二 新町通りの道の補修を地元に対し、年次計画に基づいてやっていくと説明したことについてただしたのに対し、「六月議会で今年度中に補修をしたいと答弁したが、財政当局に要求するにあたり概ね七年で全線の補修ができると八月に試算したものである。」との答弁がありました。また、委員から、計画書を見せてもらえるのかただしたのに対し、「建設課内の計画で財政的裏付けを財政課と協議していないものである。」との答弁がありました。

午後三時三十二分に休憩し、午後三時三十九分から審査を再開しました。

再開後、休憩前の委員の質問に対し、「本計画は建設課内部で作成しているもので、財政課と十分協議した上で内容が固まればお示しできるが、現段階ではお出しできない。」との答弁がありました。また、委員から、不確かな計画であるにもかかわらず年次計画を立ててと説明したことについてただしたのに対し、「きちっとした年次計画でない中で、年次計画ができているという意味合いで受け取られたということは間違いであった。」との答弁がありましたが、委員から、極力短期間で全面を統一した色で景観を重視した舗装事業に取り組んでもらいたいとの意見がありました。また、委員から、新町通りより傷みが激しく、五條市では通行量の多い駅前通りの取組についてただしたのに対し、「歩行者や車への安心・安全に向けて努力してまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、五條市全体を考え、計画性を持って優先順位を付けて取り組んでもらいたいとの意見がありました。

二十三 市内の未開通道路の現況と未開通の理由についてただしたのに対し、「市内に十三箇所あり、理由は、用地関係や予算の配分等である。」との答弁がありました。また、委員から、未開通の栄山寺橋から国道二四号に抜ける道に対する奈良県への働き掛けについてただしたのに対し、「毎年、協議会で何回となく話をしているが、五條土木事務所からはいつになるか分からないとの回答である。五條土木事務所と

しては集中と選択ということで、平成二十八年度までは大塔地区をして、その後に本陣交差点から五條インターに予算を持って行くと聞いている。お話の道については毎年お願いしているが、事業が遅くなるのであれば、五條東中学校の前の道の拡幅を先にしてもらうよう要望をしているのが現状である。」との答弁がありました。また、委員から、粘り強く要望するとともに、十三箇所の未開通道路についても再度検証をお願いしたいとの意見がありました。

二十四 新し尿処理施設の建設に伴い地元から要望が出ている水路の整備計画についてただしたのに対し、「下水道課で全体計画を含めて発注し、計画の作成を進めている。」との答弁がありました。また、委員から、五條市全体の水路を把握しているのかただしたのに対し、「台帳としては地籍図を利用して、維持と財産管理をしている。」との答弁がありました。また、委員から、地籍調査が終わっていない水路の整備についてただしたのに対し、「維持管理については、状況を判断して整備していく。」との答弁がありました。また、委員から、自治会を通じてでも状況を把握して責任ある維持管理をお願いしたいとの意見がありました。

二十五 市で管理している土地の草刈り等への計画を持った取組についてただしたのに対し、「台帳的なものを整備し、場所・延長・面積・委託時期・作業の時期等を整理し、容易に引き継ぎできるような形でまとめてまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、他の部署でも同じような認識で取り組んでもらいたいとの意見がありました。

二十六 市内の公民館の借地料についてただしたのに対し、「市内に十七の市立公民館があり、そのうち二見公民館、南阿太公民館、大阿太公民館、宗松公民館西日裏分館については個人名義であり、税金は非課税となっている。また、二見公民館以外は無償で神社や区の土地を借りており、二見公民館以外は契約書がない。」との答弁がありました。また、委員から、契約書を新たに作成することについてただしたのに対し、「三箇所の所有者に無償契約をお願いしたいと考えている。」との答弁がありました。また、委員から、二見公民館に賃料を払っているのであれば、他の三つの公民館についても賃料を払うべきであるとの意見がありました。

十六日は、午後四時四十一分に閉会しました。

翌十七日、午前十時に総括質問を再開しました。

二十七 野原側の五新鉄道跡の遊歩道事業における周辺地権者への説明や協力をお願いについてただしたのに対し、「現在、隣接地権者十八名中十二名に説明したところである。」との答弁がありました。また、委員から、二週間前に尋ねたときは一名であったが、今日は十二名とのことであるが、六月議会で提言し九月まではどうしていたのかただしたのに対し、「地籍等の再度の洗い出しに時間が掛かっていたが、迅速

という言葉彙を肝に命じて地権者に説明をしていきたい。」との答弁がありました。六月議会で聞いたときに地権者が何人か分かっていたのであればすぐに説明に行くべきである。その場しのぎの言い訳をされると信頼できなくなるとの意見がありました。

二十八 国道二四号を新町通りから長屋門に渡るための横断歩道等の設置要望に対する公安委員会への陳情の状況についてただしたのに対し、「平成二十六年十一月に五條警察署に要望書を提出し、その後地元の方々からの要望書とともに、今年の六月に五條警察署に対して強く要望をしたところである。」との答弁がありました。

二十九 (仮称)五條総合体育館の運営計画についてただしたのに対し、「関係課で議論を重ねるとともに若手職員からも意見聴取をした。今後、民間の方も交えてしゅん工までに計画を立て、スムーズな運営ができるように進めてまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、この体育館をプロバスケットチームのバンビシャス奈良の拠点とする誘致活動として、市内の企業から協力金等を徴収したり、働き掛けたりしたのかただしたのに対し、「バンビシャス奈良については、拠点となる体育館がないということなので五條市も申込みをした。また、相手方からも貸してもらいたいと依頼があった。ある程度今年度からしようとして今計画をしている。体育館の運営については、まずは直営で運営するが、将来的には、大きなスポーツ会社に運営していただき、全国から多くの方が来ていただけるような上野公園にしたい。」との答弁がありました。また、委員から、情報を共有して必要なものを整備して、体育館の運営に積極的に取り組んでももらいたいとの意見がありました。

三十 阿太地区から南奈良総合医療センターへの道となる道路整備の進捗状況についてただしたのに対し、「奈良県に対し南和地域の町村を含めて要望をしているところであるが、進捗としては、地権者と話をするために道路幅等の測量を予定しており手続を進めている。」との答弁がありました。また、委員から、大淀町や下市町のコミュニティバスとの乗り合いについても検討してもらいたいとの意見がありました。

三十一 ふるさと納税者がその使途を選択することについてただしたのに対し、「ふるさと納税を始めたときから寄附をいただくときに本人から使途についての要望は聞きしている。」との答弁がありました。また、委員から、今までの寄附金の使途についてただしたのに対し、「現在までは基金に積み立てており具体的な事業に使っていない状況である。」との答弁がありました。

三十二 田園第一減圧水槽新設工事についてただしたのに対し、「元々新設工事の場所から五〇〇メートル弱ぐらい北側の地下に埋設していたものを作り直すため、平成二十四年度に施工し、減圧水槽の設計業務を株式会社アスコが請負ったものである。水道局との設計協議の中で、清潔感や工程及びメンテナンスのことを考え、ステンレス製で地上に設置する提案があった。そのときに問題となる点について確認すると、水位が上昇しフロート弁の位置が高くなったときに起こるキャビテーションの際に発生する高音に対しては、水中にあるので大丈夫である。

また、ステンレス製なので光が反射することに対しては、艶消し素材を採用するので大丈夫であるとのことであった。しかし、工事完了後に音が鳴ることや、光が反射するとの苦情があったので、設計業者と協議し設計業者の費用でフロート弁を特殊な弁と取り替え、住民の方の了解を得たが、一人の住民の方から、音が鳴り二十四時間聞くと体調も悪くなり仕事にも影響するとの話があった。音の数値を測定しても騒音になるものではなかったが、弁護士とも相談すると設計業者のかし担保に相当するとのことであったため、設計業者の全責任において防音壁の工事をしたものである。」との答弁がありました。また、委員から、防音壁設置後の現状と施設用地の所有者についてただしたのに対し、「音については、職員が行って聞くとほとんど音はしない状況である。また、土地の所有者は五條市である。」との答弁がありました。また、委員から、第一種住居専用地域に設置できる水道施設の規制内容についてただしたのに対し、「承知していない。」との答弁がありました。担当課が確認のため、午前十時四十六分に休憩し、午前十一時十八分から審査を再開しました。

再開後、休憩前の質問に対し、まず、設置場所については、調整区域であるとともに、今回は減圧水道弁であり規定のある水道ポンプ施設にはあたらないものである。」との答弁がありました。また、委員から、防音壁設置にあたっての地元説明についてただしたのに対し、「平成二十七年四月十四日に自治連合会長に説明をし回覧文書を渡したが、地元選出議員への説明がなかったことにおわび申し上げます。」との答弁がありました。また、委員から、景観が悪いので植樹等を行うことについてただしたのに対し、「公園緑地課とも相談していきたい。」との答弁がありました。また、委員から、施設の中の防音シートとブルーシートが掛けてあることについてただしたのに対し、「承知していない。」との答弁がありました。

担当課の確認作業並びに昼食のため午前十一時二十九分に休憩し、午後一時から審査を再開しました。

再開後、休憩前の委員の質問に対し、「平成二十五年三月頃に近隣からの苦情に対し、段ボールの上からブルーシートと防音シートを張って防音しているものであり、防音壁が完成しても近隣の方に了承を得てから撤去する予定であったが、その方とは出会っていないということであった。撤去する方向で考えていきたい。」との答弁がありました。また、委員から、市の所有になる防音壁の工事の検査についてただしたのに対し、「検査はしていないので、検査をしたい。」との答弁がありました。また、委員から、現場の裏に立っていたプレハブについてただしたのに対し、「現場から北にある岡中継所の工事の現場事務所である。」との答弁がありました。また、委員から、この施設的设计も騒音の出ている施設の所に事務所を建てるというのも、コンサルの話をうのみにしている水道局の甘さではないのかただしたのに対し、「申し訳なく思っている。コンサルに全て任すのではなく、地域性も考えながら今後は対応してまいりたい。また、騒音に関しては地元の方に大

変御迷惑をお掛けした。地元の皆さんに御理解をいただけるよう誠心誠意努力をしてまいりたい。」との答弁がありました。

三十三 危険空き家に対する取組についてただしたのに対し、「現状を把握し、先進地の対応も見極め、関係課で協議しながら早急に対応していく。」との答弁がありました。

三十四 市営及び市が管理する駐車場周辺の安全管理についてただしたのに対し、「現状を把握して考えていきたい。」との答弁がありました。

三十五 吉野川の築堤に関しての考えについてただしたのに対し、「吉野川については、大滝ダムができたからといって安心することなく、住民避難を常に意識して、紀の川洪水予報連絡会等を通じて一早く情報収集をしていきたいと考えている。」との答弁がありました。また、委員から、常日頃から危機意識を市民の方に周知し、それに対する市の対策の説明と国土交通省で水害時のシミュレーションを確認して、連携をとって取り組んでもらいたいとの意見がありました。

三十六 ドライブレコーダー導入促進事業の結果と今後の計画についてただしたのに対し、「八月一日から募集を開始し八月十日には予定していた五十人に達した。また、検証する意味で五十人の方にどういうふうに活用するのかという趣旨でアンケート調査を行い、その結果を今後の事業に生かして工夫していきたいと考えている。」との答弁がありました。また、委員から、ドライブレコーダーを取り付けた方に防犯カメラの一つとして活用させてもらう取組についてただしたのに対し、「活用できるよう検討してまいりたい。」との答弁がありました。また、車を運転されている方に協力を得て事業を進めてもらいたいとの意見がありました。

三十七 市内業者の育成を考慮した発注についてただしたのに対し、「物品や役務については、基本的に市内の方が中心に登録しており、市内業者の参加機会は十分確保できている。できる限り市内の業者にお願したい。また、工事等の入札については、一定額以内は、市内に本店を有する者とし、J Vを組むような高額な工事では、総合評価のときに五條市に本店を有する者を含んでいると有利になるような方策を考えている。」との答弁がありました。

三十八 土地借上料の公平化の進捗状況と今後の計画についてただしたのに対し、「固定資産税の減免があったものが六件、土地借り上げに関する基準を上回るものが十四件、J R等相手方の根拠がどうしても崩せないものが十二件、周辺の借地料を勘案しているものが七件、記録が残っていないものが二十三件あった。取組としては、固定資産税については課税し、土地賃借料のばらつきについては、不明なものも多々あるので理解が得られない場合も出て来ると思うが、地価が下落している中で、地権者に御理解いただける分もあると思うので、少なくともそういういった分についてはしっかりと説明して抑制できるよう努めてまいりたい。また、契約内容については、自動更新条項があるものが四十件、

複数年契約しているものが四十九件、そのうち四十六件は議会では予算が認められない場合の解除条項がないものである。いずれにしても地価の変動に応じて賃借料の見直しができるよう、自治法の趣旨に沿って、長期継続契約等適切な処理の仕方でも進めてまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、説明する時期についてただしたのに対し、「固定資産税については、議決後から、それ以外のものは、できるものから順次進めていく。ただ、中には長期間要するものも出てくると思うので、粘り強く頑張つてまいりたい。」との答弁がありました。

三十九 国や県の施設の設置及び誘致の状況についてただしたのに対し、「国においては、一つは、陸上自衛隊の駐屯地、また、旧五條高等学校跡地においては、例えばハローワークや法務局と一緒になればということでも今後進めていく。また、今年の十二月中に奈良県南部においての奈良県の方針が出てくると聞いているが、平成二十四年度に議会では交通刑務所について決議案が出た経過があるが、昨年度、奈良市にある少年刑務所が移転する方向性が示されている中で、五條市としても誘致をしていきたいと考えており、議会の御理解を得ながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。委員から、交通刑務所と少年刑務所では刑務所に入るいきさつが違い、市民の不安も違うと思うので十分周知していただき、理解を得ながら協議して進めてもらいたいとの意見がありました。また、委員から、他の施設についてただしたのに対し、「陸上自衛隊の駐屯地が来るのが決定すれば、奈良県の消防学校が五條市に来ることになっている。ただし、奈良県に対しては、消防学校と道路整備を先行してやつてもらいたいという要望も今後進めてまいりたい。」との答弁がありました。

四十 五條市の経常収支比率が九七・五パーセントであることについてただしたのに対し、「前年と比較して数値が上がっている。一般的には七〇から八〇パーセントに収まるのが妥当である。主な要因としては、交付税の額が減ったことによるが、各経費の削減に留意してまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、この財政状況を鑑みた今後の事業の取組についてただしたのに対し、「財政状況は今後もまだ厳しくなる状況である。人口が減っていき、税収も減ってくる中で、財政健全化ということで、全ての事務事業の見直しを徹底的にやっている状況であり、今後はもっと厳しくやっていく部分と、どうしても進めなくてはならない事業とメリハリを付けて対応していくため、職員一丸となって、また、市民の理解が得られるように進めてまいりたい。」との答弁がありました。

四十一 都市整備部における繰越明許費が多い理由についてただしたのに対し、「当初予算を消化すべく職員一同頑張っているが、毎年と言っているほど災害が発生し、その対応に追われる場合がある。そのような中で全体的に技術者不足というふうに考えている。」との答弁がありました。また、委員から、今回、技術者職員を募集し、何名か決定したと聞いているが、即戦力になるのかただしたのに対し、「十月に採用を予定しており、経験者であるので即戦力になると考えている。」との答弁がありました。委員から、道路の管理等は市民の方の安心・安

全面を特に考慮し優先順位を付けて整備してもらいたいとの意見がありました。

四十二 南阿太の自治会が市から材料支給を受けて市道を舗装した。しかし、その場所が狭あいであったため地主に斜面を切らせてもらいたいと頼み、地主は自分も通るので構わないとのことであった。また、そこにヒノキが三本あり切らせてもらいたいと自治会長が頼みに行ったら構わないということで事業をした。数年してその地主が市に対して、斜面を切り取ったところをブロック等で擁壁してもらいたいと来られたが、市は今擁壁する必要はないと返事をした。それで地主は自治会にしてもらいたいと言って来たが、自治会ではそんなことはできないという中で、地主が自治会を訴えたものである。自治会としては、本来市道なので市が拡張すべきものを舗装するときに広げたものであるので、その裁判費用の一部を負担してもらえないかという要望書を市長に提出し、市からは、自治会が事業をしたので、市は費用を持ってないとの回答であったと聞いている。こういうことでは、自治会や市民が何も協力してくれなくなるとただしたのに対し、「自治会が依頼した弁護士は、五條市の顧問弁護士であることもあり、弁護士に確認したところ、公費で出すことは理解を得ることが難しいとの話であり、今回の回答に至ったものである。」との答弁がありました。また、委員から、訴状では木を切ったのは四本となっているが、一本は市の職員が切ったことについてただしたのに対し、「他の三本とは別の話であり、市道に倒れた木を地権者が撤去しなければ市が撤去することを連絡した上で撤去したものだと思う。ただその木のことで市が訴えられることに対しては、市が対応する必要がある。」との答弁がありました。委員から、市として裁判費用の一部も負担しないような対応であれば、これからどんなことでも建設課に言ってくると思うのでスムーズにその事業をしてもらいたいとの意見がありました。

以上、午後二時三十八分に総括質問が終了いたしました。休憩後、午後二時五十分から審査を再開いたしました。

再開後、一般会計の歳出について、各款項目別に審査を行いました。また特別会計、また歳入についても審査をいたしました。その結果は委員長報告に載っておりますので、後刻、御清覧していただきたいと思っております。

以上が審査の概要であり、こうして質疑終了後、付託された議案について、討論を省略して一括採決の結果、本案は、全員一致をもって認定するべきものと決定し、午後二時三十七分に閉会いたしました。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）ただいまの決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）質疑を行います。

今、益田委員長の方から総括についての詳しい報告がありました。内容は私も三十数年議員をさせていただいておりますけれども、本当に市民の皆様方の切実な要望、また行政の問題点等々幅広く取り上げられた総括質問ではなかったかと感心しております。しかしその後、委員長のまとめは、各会計の報告については、報告書が各議員に渡されているから御清覧いただきたいという報告になっているわけですね。

これは非常に地方自治法から言っても大きな問題があるんです。御存じのように、この決算委員会是一般会計を始めとして十議案の会計の審査をして、その会計ごとの採決をこの本会議に報告しなければ、決算委員会に入っていない我々議員は反対していいか、賛成していいか、この責任が問われるのに、委員長報告にそれがないのですね。全体の会計、全議員賛成で承認したという報告はありましたけれどもね。後で採決が取られるわけですね。ところが委員長報告は、各会計の審議内容と採決については御清覧いただきたいということですから、後で委員会に入っていない私は、今日、朝からいただいただけです。各会計の内容を朝からいただいて、全部読めませんね。しかし採決を取られるわけですね。だから、決算委員長報告は報告であっても、委員長報告を採決しなければならぬ議決議案なんです。ただ報告したらいいだけの議案じゃないのです。最後、採決しなければならぬわけです。そういう地方自治法に決められた大変重要な議決議案であるにもかかわらず、各会計の内容については御清覧というのは、これはこの決算委員会の責任から言いますが、とても無責任だと思うのです。

だから最低、各会計の審議内容と結論については一応報告書にされていますから、委員長報告にはなかったけれども、議事録には入れるということを経理委員長の方から明確な表明が必要だと思うのです。その点どうですか。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、議会運営委員会吉田雅範委員長。

○議会運営委員長（吉田雅範） 議会運営委員会の方でもそのことについて審査させていただきました。しかし決裁ということもありますので、監査委員さんも、また議会から出ておる監査委員さんも通っておりますので、それは省略したいということで、議会運営委員会といたしましても、全員一致で決めた次第でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 吉田議員からそういう説明があったのですけれども、それでも最後は、この本会議で参加されている全市議会議員に賛成か反対かを諮らなければならないわけです。三十数年市議会議員をさせてもらっていますけれども、議決議案で半分報告して半分は御清覧くださいという、こういう決算委員長報告は一度もありません。それはそんなことをしたら地方自治法に反するわけですからね。議会運営委員会ではそういう結論になったということですから、それは不十分さ、誤りがあるということをはっきり申し上げたい。

議会運営委員会の結論はそういうことであっても、不十分さと誤りがある。それはその後、皆さん採決を諮るわけですから、議長。（議場に声あり）だから私の質疑を受けて益田委員長がそしたらもう最後まで報告するというのをされれば一番いいのですよ。それが一番いいと思います。しかしそれができないということであつたら最低、いただいている後の各会計の報告内容、審議内容と結論は議事録に入れるという、これをしてもらわないことには反対、賛成の判断が私はできません。それを求めます。

意見調整のため暫時休憩いたします。

午前十一時二十七分休憩に入る

午後一時五十八分再開

○議長（窪 佳秀）ただいまから休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

休憩前の大谷龍雄議員の質問に対し、議会運営委員会吉田雅範委員長の発言を許可します。十番吉田雅範委員長。

○議会運営委員長（吉田雅範）議長から発言の許可をいただきましたので、先ほど大谷議員からの質問に対しまして議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。委員長報告に対しましては大谷議員からも会議録に記載する申出もあり、報告として会議録に資料として記載させていただきます。

以上、御報告申し上げます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）前向きな委員長報告をされましたけれども、大変重要なことでございますので、再度質疑を行いたいと思います。

御存じのように、地方自治法第九十六条には、議会の権限ということで条例を設け、又は改廃すること。予算を定めること。そして決算を認定することと、こうなっています。認定というのは、よく審議して可決、否決のどちらかにするかということが問われているということになります。

今回の決算審査は、御存じのように本会議で決算委員を選出して、そして決算委員会で審議、そして採決されております。したがって、決算委員じゃない市議会議員は本会議場でもこの決算議案に対する質疑もできません。決算委員会の中でも、委員以外の人は質疑できません。

そして今回の決算委員長報告の中でも質疑の範囲は議案の中身ではなしに、経過と結論ということになりますから、議案の中にも質疑できません。だから委員長報告として一番大事なことは、本会議から任された十議案の決算議案の審議とその結論を最重要課題として、この本会議で報告して、最後十二名の市議会議員の皆さん方の採決で認定すると、議決することになります。

したがって、今回の委員長報告は、一番重要課題が不十分であったというふうに思います。

御存じのように、この議会は情報公開できることは全て市民の皆さん方に情報公開していかなければならないという責任からも、この本会議で十議案の決算の審議内容と結論を委員長としても報告されるべきであったと思います。

大事なことです。今後このようなことのないようにしなければなりませんけれども、本会議の最高責任者の議長として、見解を伺いたいと思います。

○議長（窪 佳秀）先ほど吉田雅範議会運営委員長から報告のありましたとおり、決算審査特別委員会の委員長報告は会議録に資料として掲載させていただきましたが、今後大谷議員から御意見がありましたように努めてまいりたいと思います。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第五、同第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 同第四号、五條市監査委員の選任について。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） ただいま上程いただきました同第四号、五條市監査委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

監査委員のうち、識見を有する者から選任されている川元憲釋委員が平成二十七年九月三十日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任するにあたり同意を求めるものであります。

後任として竹田和彦氏をお願いしようとするものであります。

竹田氏は、昭和五十二年から平成二十六年までの長きにわたり五條市に奉職し、保険課長、総務部長を歴任され、本市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についてよく把握されておられます。

退職後も五條市立二見文化体育センターの所長として勤務され、市民の生涯学習とスポーツの振興に熱意を持って取り組んでおられます。また、市民に信頼される市政推進にも意欲を持っておられます。

議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第六、同第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）同第五号、五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第五号、五條市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げたいと思います。五條市教育委員会委員のうち井本誓晃委員の任期が、平成二十七年九月二十九日をもって満了となるため、その後任を任命するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いしたく存じます。

井本氏は、皆様も御存じのとおり、現在、教育委員会委員として五條市教育の発展のため、御尽力をいただいているところであります。人格は高潔で、人望も厚く、教育、学術及び文化に関し深い見識があり、教育委員として適任者であります。

議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第七、同第六号から同第十二号までの七議案を一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）同第六号 五條市政治倫理審査委員会委員の委嘱について。

同第 七号 五條市政治倫理審査委員会委員の委嘱について。

同第 八号 五條市政治倫理審査委員会委員の委嘱について。

同第 九号 五條市政治倫理審査委員会委員の委嘱について。

同第 十号 五條市政治倫理審査委員会委員の委嘱について。

同第十一号 五條市政治倫理審査委員会委員の委嘱について。

同第十二号 五條市政治倫理審査委員会委員の委嘱について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第六号から同第十二号までの七議案につきまして、いずれも五條市政治倫理審査委員会委員の委嘱についてでありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

五條市政治倫理審査委員会七名の任期が平成二十七年九月三十日をもって満了するため、その後任を委嘱するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

お手元の名簿を御覧いただきたいと思います。

同第六号は、石田榮仁郎氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は近畿大学名誉教授で、現在弁護士をされており、本市の情報公開審査会及び個人情報保護審議会の委員長を務めていただいております。

次に、同第七号は、河田智樹氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は立命館大学講師で、弁護士をされております。

以上のお二人は、政治倫理の審査に関して専門的知識を有しておられます。

次に、同第八号は、谷向秀喜氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は会社役員で、現在は五條市自治連合会長として本市の自治振興に御尽力をいただいております。

次に、同第九号は、下村房夫氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は五條市公平委員会委員長を務めていただいております、行政事務にも精通しております。

次に、同第十号は、平山邦男氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は元会社役員で、広い見識を有しております。

次に、同第十一号は、岡 伸子氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は自営で農業をされており、広い見識を持ち、女性の視点から御活躍いただける方です。

次に、同第十二号は、福谷寿加代氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は五條市社会教育委員として広い見識を持ち、女性の視点から御活躍いただける方です。

以上、五人は本市の選挙権を有しておられる方々であります。

今回、選任同意をお願いいたしました七人の方々は、人格、見識共に高く、広く社会の実情に通じ公平、公正な判断を必要とする政治倫理審査会の委員として適任であると考えております。

議員各位には御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第八、推第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました推第一号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、片山邦彦委員と亀谷 璋委員の任期が平成二十七年九月三十日をもって、また辰巳清史委員の任期が平成二十七年十月三十一日をもって満了するため、その後任の候補者推薦について、議会の意見を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、片山邦彦氏の再任及び中永民子氏、山本美智子氏の選任をお願いしたく存じます。

三氏は、人格、見識共に高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員としての適任者であると考えております。

議員各位には御理解をいただきまして、御推挙賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第九、発議第十二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）発議第十二号 五條市議会会議規則の一部改正について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十七年九月二十八日提出

提出者 五條市議会運営委員会

委員長 吉 田 雅 範

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会吉田雅範委員長。

〔議会運営委員長 吉田雅範登壇〕

○議会運営委員長（吉田雅範）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十二号、五條市議会会議規則の一部改正について、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、標準市議会会議規則中、会議への欠席に関する規定（第二条）及び委員会の欠席に関する規定（第九十一条）が改正されたことに伴い、五條市においても同様の改正を行うものであります。

具体的には、別紙のとおり、議員が会議に出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができるとするものであります。

なお、この会議規則は、公布の日から施行するものであります。

以上、提案の趣旨説明とさせていただきます。各位にはよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十、発議第十三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）発議第十三号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書について。

標記のことにについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十七年九月二十八日提出

提出者	五條市議会議員	山口耕司
賛成者	五條市議会議員	吉田雅範
〃	〃	福田実
〃	〃	岩本孝

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明を求めます。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）ただいま上程されました発議第十三号、地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書について。議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書（案）

将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、「地方創生の深化」に取り組むことが必要である。

政府は六月三十日、平成二十八年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針二〇一五」を閣議決定した。

今後は、全国の自治体が平成二十七年度中に策定する「地方版総合戦略」の策定を推進するとともに、国はその戦略に基づく事業など『地域発』の取組を支援するため、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や平成二十八年度に創設される新型交付金など、今後五年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となる。

そこで政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、下記の事項について実現するよう強く要請する。

記

一 地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確

にするとともに必要な財源を確保すること。

二 平成二十七年に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費（一兆円）」については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、五年間は継続すること。

三 平成二十八年に創設される新型交付金については、平成二十六年補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手の良いものにする。

四 新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど意欲のある自治体が参加できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年九月二十八日

五 條 市 議 会

議員各位には何とぞよろしく御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（窪 佳秀） 起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。
なお意見書の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第十一、発議第十四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 発議第十四号 土砂の埋立て等の規制に関する条例の制定を求める決議について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十七年九月二十八日提出

提出者	五條市議会議員	吉田雅範
賛成者	五條市議会議員	益田吉博

〃	〃	岩本孝
〃	〃	牧野雅一

○議長（窪 佳秀） 提案の趣旨説明を求めます。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範登壇〕

○十番（吉田雅範） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十四号、土砂の埋立て等の規制に関する条例の制定を求める決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

土砂の埋立て等の規制に関する条例の制定を求める決議（案）

五條市内で行われる土砂等による土地の埋立て等について、不適正な埋立て等を防止するため、土砂の埋立て等の規制に関する条例を求めるものである。

この条例は、土地の埋立て等を行う者、市等の責務を明らかにするとともに、不適正な土地の埋立て等を防止するために必要な規制を定め、

汚染土砂による不適正な埋立て等、さらには、産業廃棄物の不法投棄を抑止することより、市民の安心・安全に資することを目的とするものです。

残土処分場等に搬入される土砂について、その埋立てや盛土等の行為の安全性確保を主目的とする法令はなく、五條市においては、土砂の埋立てや盛土等の行為を規制する統一的なルールが現在ない状況であります。

こうした状況の中、各地域で無秩序な土砂の埋立て等が見られた場合、大規模な土砂の崩落事故や、残土処分場の周囲住民等から、搬入される土砂の性状や発生場所が判らず、有害物質の混入等による土壌の汚染や、水質汚濁など生活環境への影響を不安視する声もあがっている現状であります。

以上のような状況を踏まえ、土砂の埋立て等による事故を防止し、周辺住民の生活環境の保全を図るためには、各主体の役割や責務、埋立て等を実施する行為者の義務、埋立て等の施工に係る技術基準等を定めた実効性のあるルールが必要であると考えます。

よって五條市として、土砂の埋立て等の規制に関する条例制定を早急に行うよう強く求める。

以上、決議する。

平成二十七年九月二十八日

五 條 市 議 会

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、各位にはよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十一番」の声あり）益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）私も賛成者の一員となっておりますので、この条例を作ることにしましては何ら反対でも何でもないんですけども、今、五條で七箇所ほどこういう土砂の埋立てをやっていると聞いております。しかし、農地造成という部分においては、最近では急傾斜を緩傾斜にせよとか、農地を広げ細かい田んぼは一枚にせよというようなことになっております。また農業で生活していこうと思ったら、そういうふうによつていかなければ農業経営が成り立たないわけでございますので、理事者側で条例を作っていたかどうかと思うのですけれども、そういうことも一つ加味していただいて良い条例を作っていたかと思っております。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、牧野雅一議員の発言を許します。（「三番」の声あり）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）土砂の埋立て等の規制に関する条例の制定を求める決議に対する賛成討論をさせていただきます。

私たちのまち五條市では、合併前の旧西吉野村時代に「宅地造成」の名目で地元の同意を求めながら、運び込まれるのは宅地造成とは名ばかりの廃棄物で皆様も御存じの通称「産廃富士」が出来上がり、幾度となく消防団が出動する火災が起き、近隣の家では小さな子供を疎開させたこともあり、行政・事業主・地元住民の間で大きなトラブルに発展し、住民の中には円形脱毛症や精神科へ入院する者もおられたと聞き及んでおります。

その後、県・村を巻き込んだ訴訟問題まで発展したものの、いまだ根本的な解決には至らないという苦い経験があります。

昨今では土木・建設工事に伴って発生する残土には、有害物質が含まれていることがあり、それが埋立てに利用されると土壌汚染を引き起こし、また不法投棄も問題となっています。残土による生活環境の汚染や災害の発生を防ぐため、近隣の自治体では高取町において平成二十一年九月二十九日「高取町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」、葛城市においては、平成二十三年十二月二十六日「葛城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」が、またお隣の御所市では平成二十五年三月十五日「御所市土砂等による堆積行為の規制に関する条例」が制定されるなど、様々な自治体で土砂等による堆積行為について必要な規制を行うことにより、生活環境の保全及び災害の防止を図り、もって住民の安全と良好な生活環境の確保に取り組んでおられます。

事業者には残土の処理を規制の範囲で行われることが、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保できるのではないのでしょうか。

市民が声を出し行動しなければ法律もできないし、何も解決しません。その市民の皆様が今声を出し、行動されております。我が五條市においても、行政と議会が一丸となって、市民の利便性を配慮した上で、このまちで育まれる子供たちの顔を思い浮かべ、市民の皆様の安心に向け、責任を持って迅速に取り組むべき問題であると考えます。

土砂等による土地の埋立て等の規則に関する条例制定に対し、強く賛同するものであります。

行動するのは今であると思います。どうか議員各位には力強い賛同を賜りますことをお願いしまして、私、牧野雅一の賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀） 以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（窪 佳秀） 起立全員であります。よって本件は決議案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第十二、発議第十五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 発議第十五号 五條市立養護老人ホーム花咲寮建て替えに関する基本計画策定業務の協議に対する決議について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出するので決議を求める。

平成二十七年九月二十八日提出

提出者 五條市議会厚生建設常任委員会

委員長 岩 本 孝

○議長（窪 佳秀） 提案の趣旨説明を求めます。厚生建設常任委員会岩本 孝委員長。

〔厚生建設常任委員長 岩本 孝登壇〕

○厚生建設常任委員長（岩本 孝） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十五号、五條市立養護老人ホーム花咲寮建て替えに関する基本計画策定業務の協議に対する決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

五條市立養護老人ホーム花咲寮建て替えに関する基本計画策定業務の協議に対する決議(案)

五條市立養護老人ホーム花咲寮建て替えに関する協議において、これまで幾度となく協議を重ね、施設建設計画に必要な予算が総務文教常任委員会で可決されましたが、あんしん福祉部を所管する厚生建設常任委員会においても、継続して協議が行われております。

今後においても、議会と理事者側が一丸となって、花咲寮の建て替え事業の推進に取り組んで行かなければと考えます。よって、今後に必要な協議については、関係機関並びに議会とも様々な角度から十分協議を共に重ね、より利用しやすい快適な施設となるべく事業推進に努めるよう強く求める。

以上、決議する。

平成二十七年九月二十八日

五 條 市 議 会

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、各位にはよろしく御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。
ありがとうございました。

○議長(窪 佳秀) 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(窪 佳秀) 御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(窪 佳秀) 起立全員であります。

よって本件は決議案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布しております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（窪 佳秀）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は三十日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十六年五條市各会計決算認定を始め重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り、厚くお礼申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際し、代表監査委員、また本会議各常任委員会及び決算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市民に信頼される行政と市政の一層の向上を目指して、御精励いただきますようお願いを申し上げます、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十七年第三回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私とも何かと御多用の中、慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。

九月七日に開催されましたこのたびの定例会におきましては、条例の制定を始め平成二十七年一般会計及び特別会計補正予算並びに平成二十六年各会計歳入歳出決算認定等について可決承認をいただき、また監査委員、教育委員会委員、政治倫理審査会委員、人権擁護委員の選任等に同意を得ましたことに心からお礼申し上げます。

本定例会中に議員各位から賜りました御意見、御提言を十分に踏まえながら、これからの市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政の発展のため協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、朝夕はめっきりと涼しくなり、秋の訪れを感じるようになりましたが、日中はまだまだ暑い日もあり、夏の疲れも出る頃でもあります。

議員各位におかれまして、十分お体に御自愛をいただきまして、今後とも市政発展と市民の幸せのため、より一層のお力添えをいただきますようお願いを申し上げ、閉会に当たつての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）これもちまして、平成二十七年五條市議会第三回九月定例会を閉会いたします。

午後二時四十二分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 窪 佳 秀

署名議員 宗 部 康 寛

署名議員 吉 田 正

署
名
議
員
岩
本

孝